

法人実効税率の5%引下げ

▶我が国の立地競争力を高め、中核的製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、対内直接投資を促進するため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、**法人実効税率を5%引き下げる**。これにより、我が国経済のデフレ脱却と雇用創出を図る。

【現行】
法人税率 30%
地方法人2税含め、法人実効税率 **40.7%**

【改正後】
法人税率 25.5%
地方法人2税含め、法人実効税率 **35.6%**

▶その際、財政健全化の観点にも配慮し、以下のとおり、課税ベースの拡大を図る。

(租税特別措置関係)

- 特別償却の廃止・縮減(事業革新設備等の特別償却の廃止、企業立地促進税制の縮減)
- 準備金の一部廃止(特別修繕準備金)
- 研究開発税制の縮減(税額控除上限30%→20%)等

(法人税本則関係)

- 減価償却の見直し(定率法250%→200%)
- 繰越欠損金の使用制限(大法人のみ8割)ただし、繰越期間を7年から9年に延長(過去3年分)
- 貸倒引当金の一部廃止(非金融・大法人)等

中小軽減税率の3%引下げ

▶雇用を支える中小企業の活性化を図るため、中小法人等の軽減税率について、**現行の18%から15%に3%引き下げる**。

【現行】
年800万円以下は
18%(本則22%)

【改正後】
年800万円以下は
15%(本則19%)

▶その際、中小企業等基盤強化税制等の廃止とともに、中小企業投資促進税制の見直し(ソフトウェアの範囲)を行う。

▶中小企業については、欠損金の使用制限は設けず、現行どおり繰越欠損金を利用可能とする。
(なお、欠損金の繰越期間は大企業と同様9年に延長する)

経済成長及び雇用確保を実現するための政策税制の充実

◆「アジア拠点化推進税制」の創設

▶グローバル企業の研究開発拠点等の国内立地を促進するため、アジア拠点化推進制度に基づく企業認定を前提として、思い切った税制優遇措置を講じる。

- (1) グローバル企業の研究開発拠点等について、雇用創出や投資拡大に関する要件を満たす場合、20%の所得控除を認める(5年間)。
→法人実効税率引下げとあわせ、認定企業の税率は28.5%に
- (2) 海外の親会社が認定企業の取締役等に付与したストックオプションに対する課税をすべてキャピタルゲイン課税(20%)の対象とする特例を措置。

(参考)「総合特区制度(国際戦略総合特区)」の創設

国際戦略総合特区内で地方公共団体の指定を受けた事業者に対し、特別償却、税額控除、又は5年間20%の所得控除を措置。

◆「グリーン投資減税」の創設 等

▶強靱で持続可能なエネルギー社会の構築や低炭素型経済成長の実現に向けた起爆剤とすべく、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資<グリーン投資>を促進する制度を創設する。

- 特別償却:30%、税額控除:(中小企業のみ)7%
- 対象設備例:プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド建機、太陽光発電設備

▶太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を1年延長する。

◆「雇用促進税制」の創設

▶従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加させる等の要件を満たす法人について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設(税額控除上限10%(中小企業者等は20%))。

等

地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化)

▶我が国の温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO2を2030年に30%削減(90年比)するための対策を抜本強化する観点から、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

- 石油石炭税に、化石燃料のCO2排出量に応じた税率を上乗せ。(税込規模:約2,400億円)
- 現下の厳しい経済状況を踏まえ、税率引上げは平成23年10月から開始し、足かけ5年にわたり3段階で実施。
- 税金は、エネルギー対策特別会計において、エネルギー起源CO2排出抑制のために真に有効な対策に充当。
- 現行の原料用途の石油・石炭等の免税・還付措置は上乗せ税率についても適用。
- その他、ソーダ産業の自家発電用石炭等について、上乗せ税率の免税・還付措置を創設。エネルギー集約産業や中小企業等には歳出により配慮。

◆原料用石油製品等に係る免税措置の恒久化・本則化

- ▶原料用途の石油石炭税の免税・還付措置については、2年間の延長。
- ▶原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討する。

◆車体課税について

▶車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

等

平成23年度税制改正について
(参考資料)

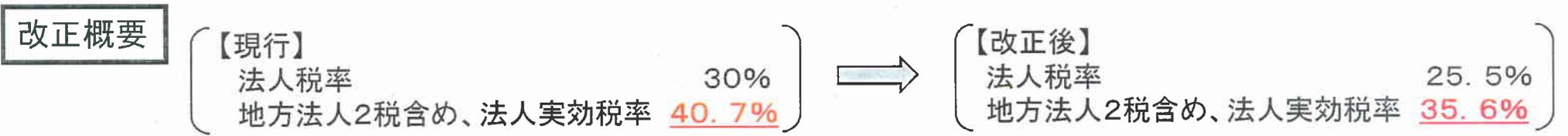
平成22年12月
経済産業省

目次

<u>I. 法人実効税率の引下げ</u>	2
<u>II. 中小軽減税率の引下げ</u>	11
<u>III. 経済成長及び雇用確保を実現するための政策税制の充実</u>	
1. 「アジア拠点化推進税制」の創設.....	13
2. 「グリーン投資減税」の創設.....	16
3. 事業用太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置.....	19
4. 「雇用促進税制」の創設.....	20
<u>IV. 地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化)</u>	21
<u>V. 検討事項</u>	22
<u>VI. その他の項目</u>	
1. 新設.....	23
2. 拡充.....	24
3. 延長.....	26
4. 縮減.....	27
5. 廃止.....	29
6. 適正化.....	32

I. 法人実効税率の5%引下げ (法人税・法人住民税)

- 国を開き、世界水準の投資・事業環境を整備するため、国際的に見て高すぎる法人実効税率を主要国並みに引き下げるための第一歩として、法人実効税率を5%引き下げる。
- これにより、中核的な製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、国内投資を促進させることで、デフレ脱却・国内雇用の創出を図る。

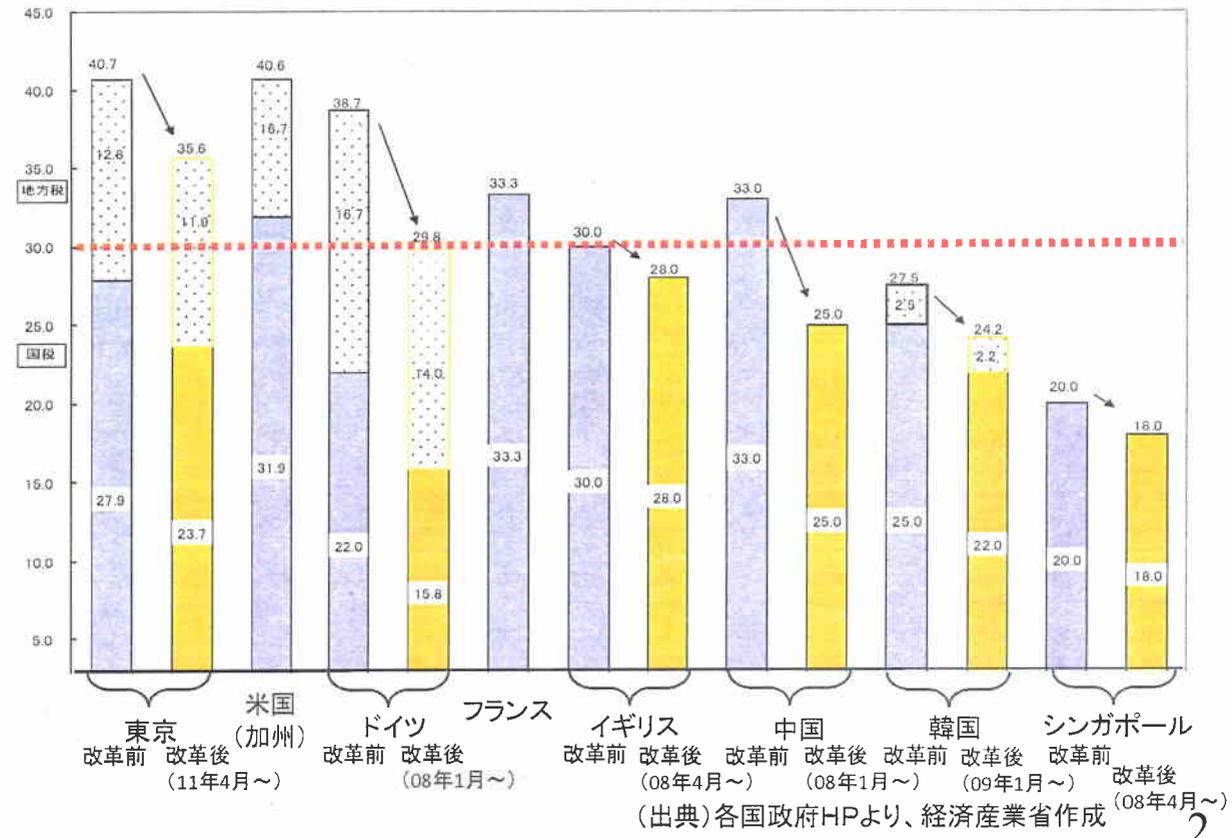


○ 表面実効税率の国際水準は、この10年間で25~30%の水準へ。

法人税率(注1)	2000年	2009年
EU	約35%	約27%
OECD	約34%	約26%
アジア	約28%	約25%
日本	42%	40.7%

○ 近年、更に法人税を引き下げる動き

- ・シンガポール: 18%→17%(2010~)
- ・台湾: 20%→17%(2010~)
- ・香港: 17.5%→16.5%(2008~)
- ・イギリス: 28%→24%(2011~)(注2)



(注1) EU (98年時点の15ヶ国)、OECD、アジアは単純平均。
 スイスは08年1月の税率を使用。
 (注2) 11年から14年にかけて1%ずつ引き下げていく。

(参考1) 産業界の投資行動目標について

- 「国内投資促進円卓会議」では、産業界から、政府による「成長促進型」政策の推進を前提として、将来の成長の源となる投資拡大に向けた積極的な投資行動目標の提示があった。

- 日本経済団体連合会は、政府が、① 実質的な税負担の軽減を伴う法人税減税、② 研究開発支援、③ EPAの推進を講じた場合には、産業界は、自己資本比率の向上など財務体質の改善に目途がたったことを踏まえ、「攻め」の経営に転換し、積極的に国内投資や雇用創出に取り組むことにより、以下の投資目標の実現を目指すとの投資行動目標を提示した。

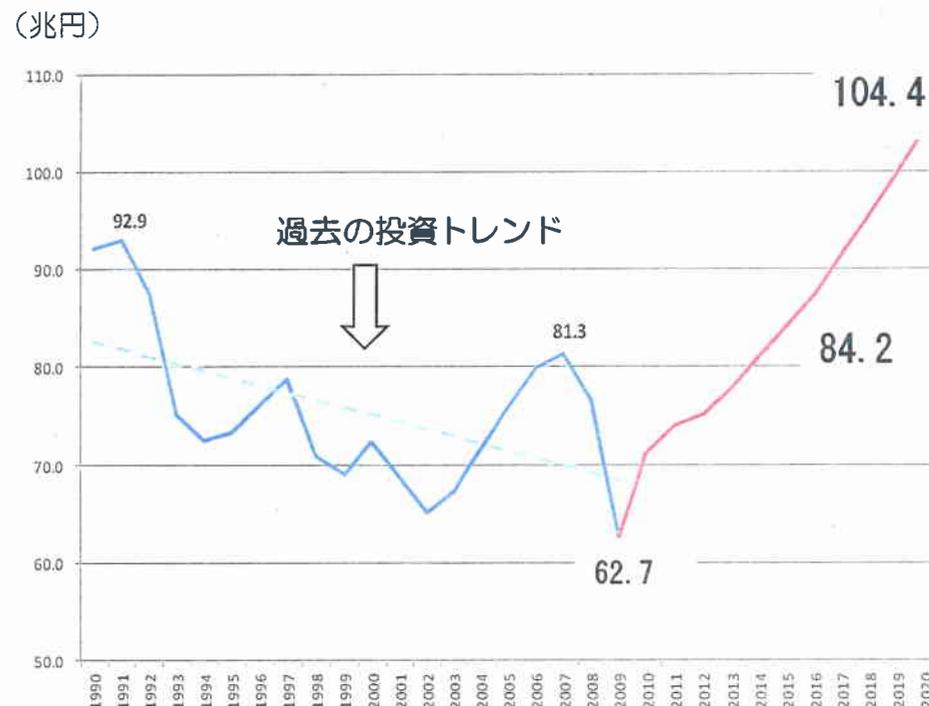
5年後： 民間設備投資 約84兆円

10年後： 民間設備投資 約104兆円

※2009年度実績：民間設備投資 約63兆円

- さらに、「法人税減税をしても、企業の内部留保に回るだけで、投資や雇用に結びつかない」という指摘もあるが、これは大変な誤解であり、経済界として減税分は、国内における投資拡大、雇用創出につなげていくとの決意表明があった。

日本国内投資促進プログラムより抜粋



(出典) 2008年度までは国民経済計算年報、2009年度は四半期GDP速報値。
2010年度以降は、政府が、①実質的な税負担の軽減を伴う法人税減税、②研究開発支援、③EPAの推進を講じた場合の日本経済団体連合会の投資行動目標。

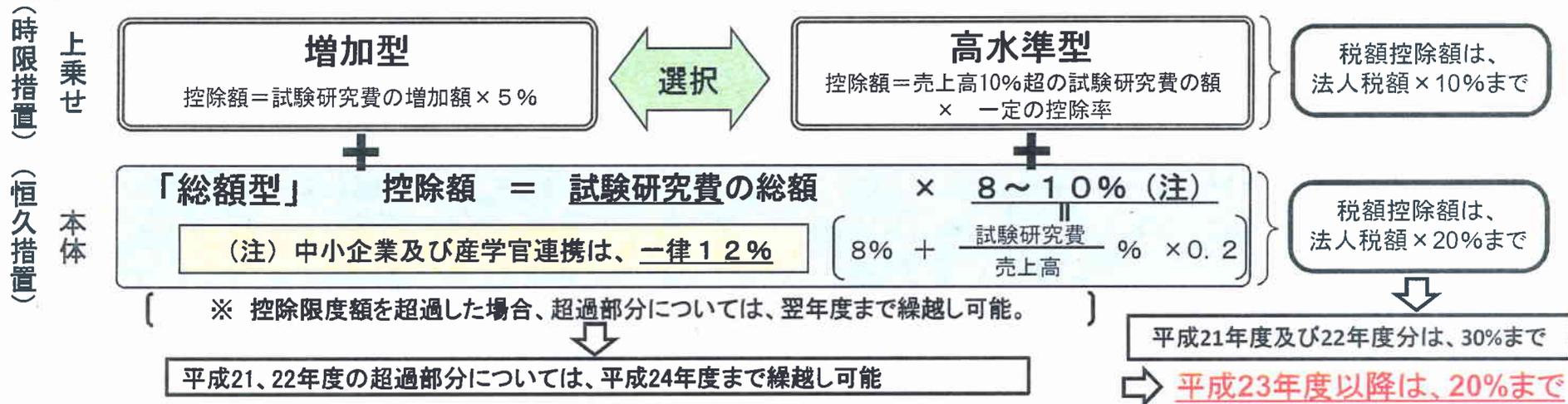
(参考2) 課税ベース拡大等の項目

- ・ 特別償却の廃止・縮減(エネ革・事業革新廃止、立地促進法税制縮減)
- ・ 準備金の一部廃止(特別修繕準備金)
- ・ 研究開発税制の縮減(税額控除上限30%→20%)
- ・ 減価償却の見直し 定率法 250%→200%
- ・ 繰越欠損金の使用制限
大法人につき80%に制限(ただし繰越期間を7年から9年に延長)
- ・ 貸倒引当金の一部廃止(非金融・大法人)
- ・ 一般寄付金の損金算入限度額の引下げ
(適正化)
- ・ 外国税額控除制度の見直し

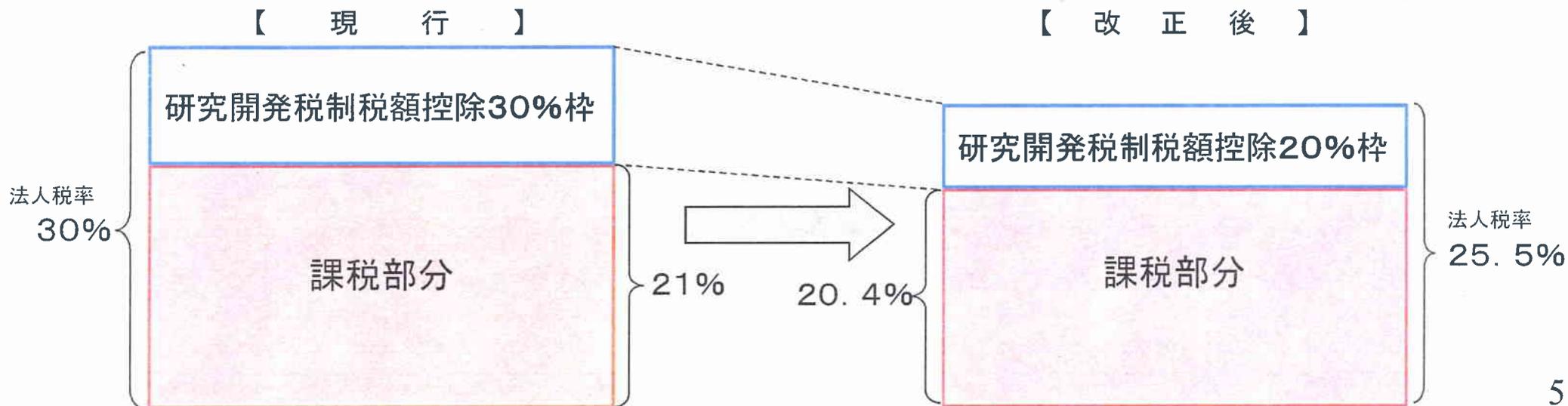
(参考3) 主な課税ベースの拡大①－研究開発税制の縮減

- 研究開発税制「総額型」の税額控除限度額を30%から20%とする。
- 他方、法人実効税率を5%引き下げたことで、全体としてみれば企業の法人税額は引き下がる。

改正概要 ○平成21、22年度に講じられていた試験研究費の総額に係る税額控除限度額の特例は、期限の到来をもって廃止。



(参考) 法人税率の引下げ及び研究開発税制の縮減による企業の税負担の変化(国税分)



(参考4) 主な課税ベースの拡大② - 減価償却制度の縮減

- 国際的水準に合わせていくとの観点から、減価償却制度の定率法について250%から200%に改正する。
- この場合、企業の投資にかかる税率は変わらないため、企業の投資意欲を削ぐことはない。
- むしろ、法人実効税率を5%引き下げることにより、中長期的な期待収益率が上がり、企業の投資を後押しする。

改正概要

- 減価償却制度については、平成23年度以降に取得をする資産の定率法の償却率を200%（現行250%）とする。

【企業の投資に係る税率の国際比較】

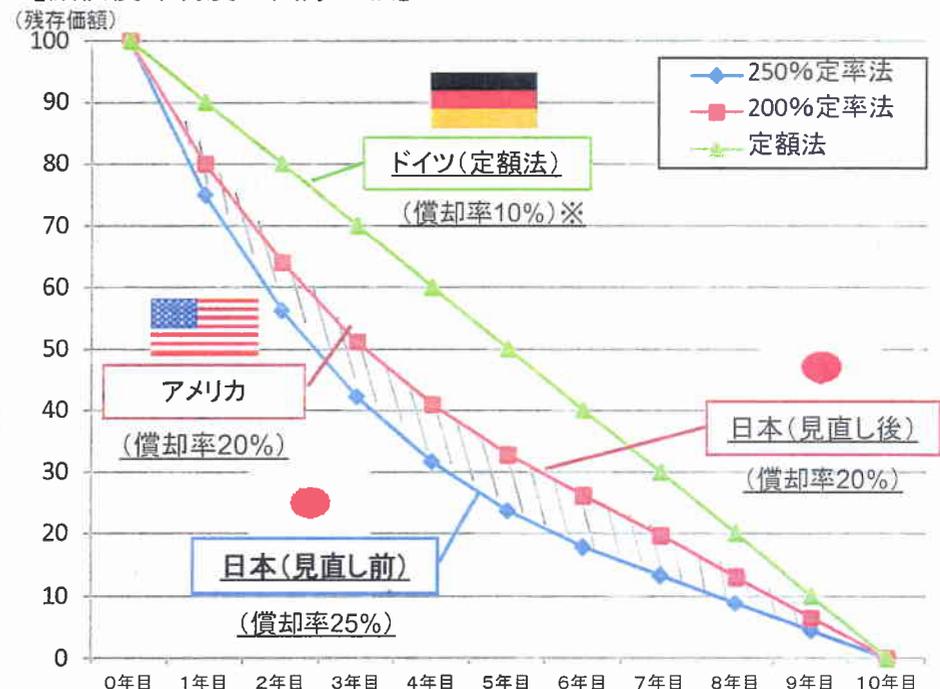
米国	英国	ドイツ	日本	
			250% 定率法 (見直し前)	200% 定率法 (見直し後)
15%	22%	23%	23%	23%(±0)

(参考)

- 法人実効税率5%引下げと200%定率法への見直し
 - ・企業の活動全体にかかる税率が27%(-2%)、
 - ・企業の投資にかかる税率が23%(±0)。

※ 耐用年数8年、取得価格100であり、また現行の各国の減価償却制度が定率法であると仮定した場合。
 (出典) 鈴木将寛「主要国における法人税改革の効果～実効税率の変化に着目して～」等より経済産業省が作成

【減価償却制度の国際比較】 ※耐用年数10年の資産の場合



※ドイツでは、2009年及び2010年に調達したのものには定率法
 (250%定率法か25%のいずれか低い方)を選択できる(原則定額法)。

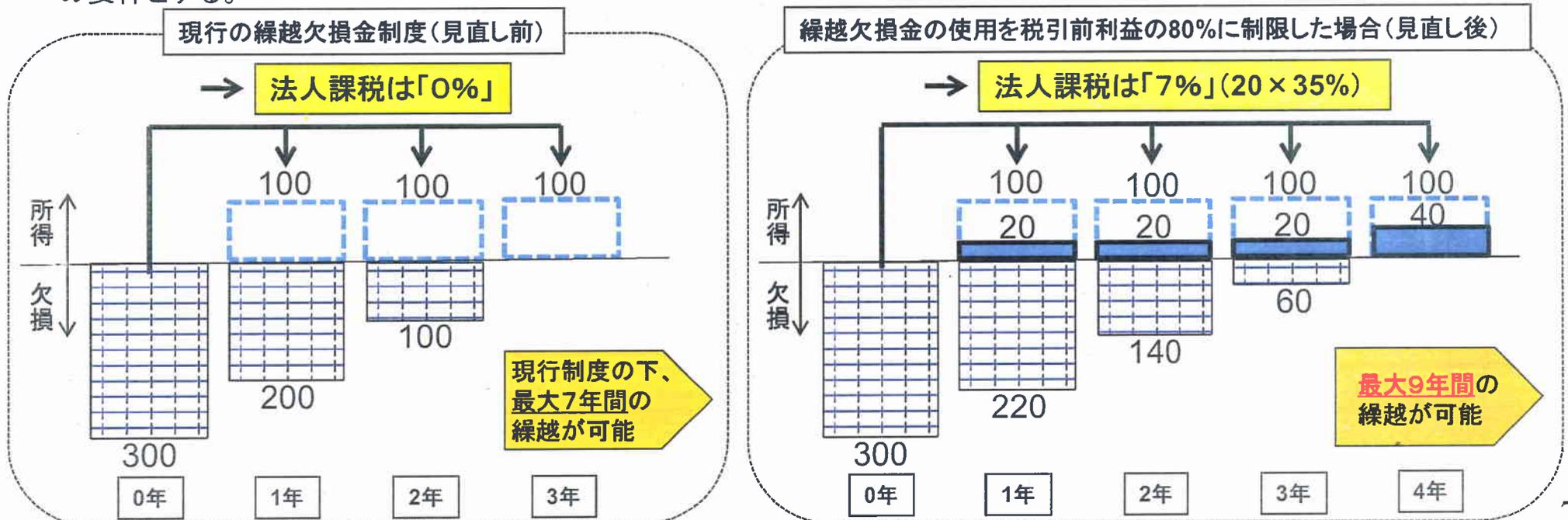
(参考5) 主な課税ベースの拡大③ – 繰越欠損金の使用制限

- 繰越欠損金制度は、特定の年に税務上の欠損金が発生した場合、その欠損金を繰越し、翌期以降の課税所得と相殺することで税負担を軽減する制度(現行の繰越期間7年間^{※1})
- 今般、大法人については、繰越欠損金の控除限度額を80%に制限する。あわせて、繰越期間を2年間延長する。
- なお、ドイツなどでは繰越欠損金の使用を税引前利益^{※2}の一定割合に制限する例がある。

※1 平成16年度税制改正にて5年から7年に繰越期間を延長。 ※2 ここでいう税引前利益は繰越欠損金による影響を及ぼす前段階。

改正概要

- 繰越欠損金の控除限度額について、その繰越控除をする事業年度の所得金額の80%に制限する。
- 繰越欠損金の繰越期間を9年に延長する(平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額に適用)。
- なお、中小法人等は、現行の控除限度額(100%)を存置する。
- 平成23年4月1日前に更生手続開始の決定等を受けた法人については、現行の控除限度額を存置する。
- 法人税の欠損金額にかかる更正の期間制限を9年(現行7年)、請求期間を9年とする。また、9年間の記帳保全を期間延長の要件とする。

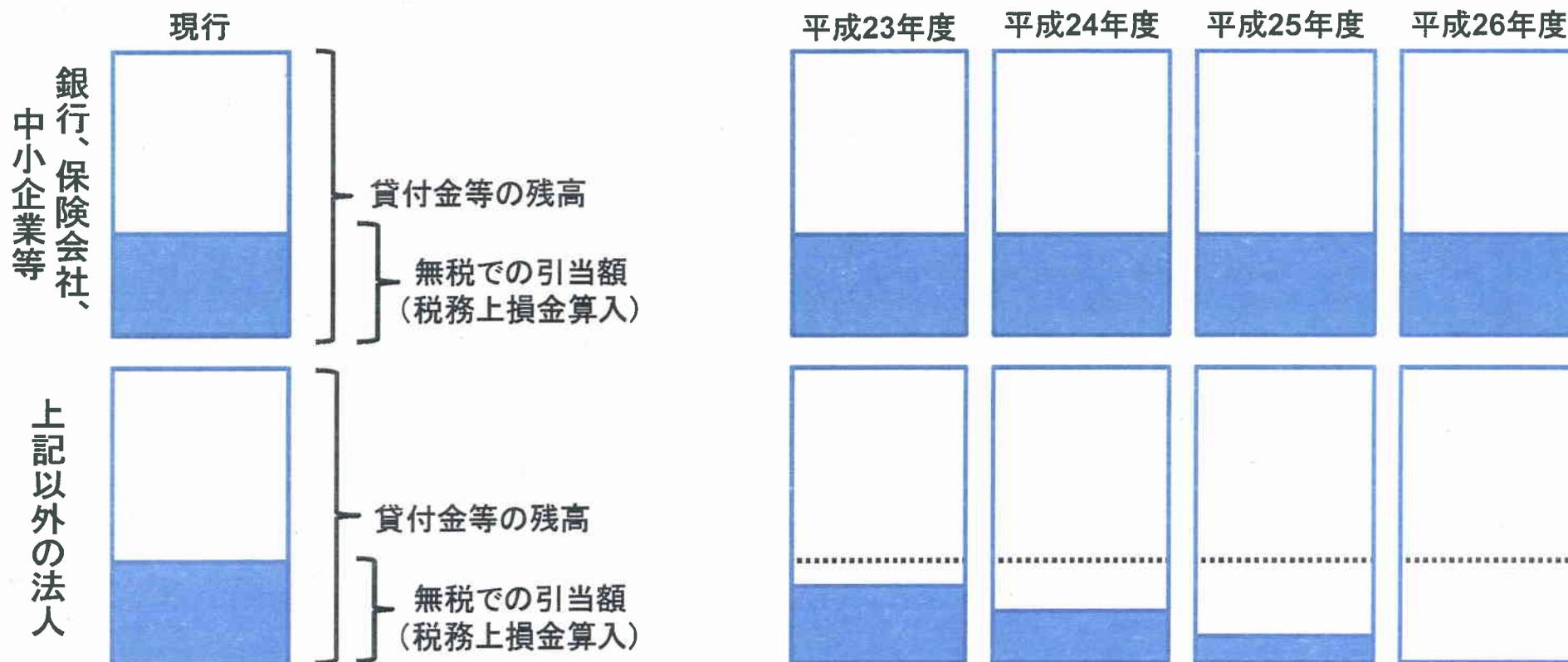


(参考6) 主な課税ベースの拡大④ - 貸倒引当金制度の縮減

- 貸倒引当金制度は、一括評価金銭債権(売掛金、貸付金などで個別債権以外のもの)と個別評価金銭債権に区分され、それぞれ一定割合を損金算入できる制度。

改正概要

- 貸倒引当金制度は、銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。
- 上記以外の法人の場合、4年間の激変緩和措置を設けて、現行の損金算入限度額に対する引当てを1/4ずつ縮小させる。



(参考7) 主な課税ベースの拡大⑤ — 一般寄付金の損金不算入措置制度の縮減

- 法人の支出する一般の寄付金は、一定の限度内で損金の額に算入されるが、その範囲を縮減する。
- その他、国・地方公共団体・一定の公益団体に対する指定寄付金は全額が損金算入できる。(特定公益増進法人に対する寄付金は一般寄付金とは別枠で従来と同額分損金算入できる。)

改正概要

- 一般の寄付金の損金算入額について、資本金等の0.25%と所得の金額の2.5%との合計額の4分の1(現行2分の1)に、資本等を有しない法人の場合には所得の金額の1.25%(現行2.5%)に、それぞれ引き下げる。
- なお、この改正に伴い、特定公益増進法人等に対する寄付金の別枠の損金算入限度額について、一般の寄付金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行う。

寄付金の区分	国・地方公共団体 に対する寄付金	指定寄付金 (公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄付金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)	特定公益増進法人 に対する寄付金	認定非営利活動法人 に対する寄付金	一般寄付金
	<例> ・公立高校 ・公立図書館	<例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等	【特定公益増進法人】 ・独立行政法人 ・日本赤十字社など ・公益社団・財団法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人等		
法人税	全額損金算入		以下を限度額として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)1/2 →左記損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を実施	以下を限度額として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)1/2 →(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)1/4	

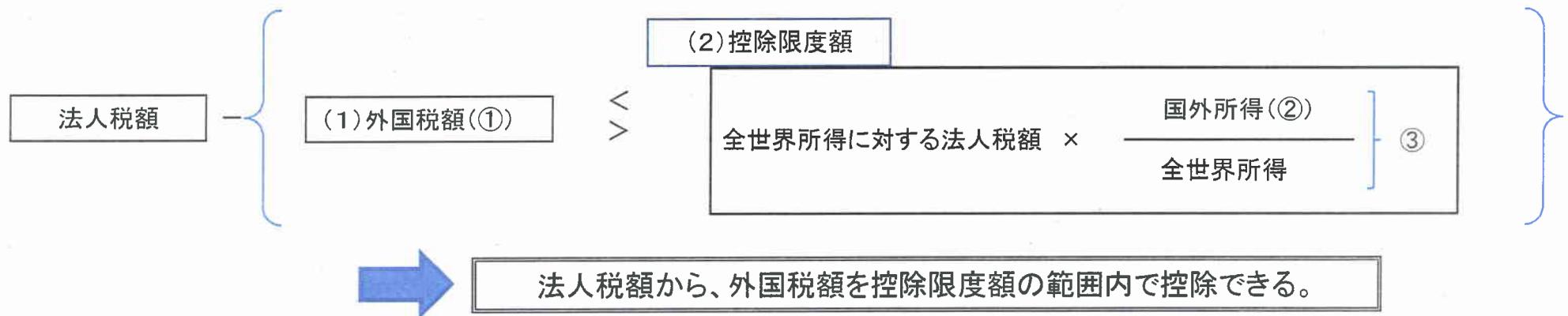
(参考8) 主な課税ベースの拡大⑥ (適正化) — 外国税額控除制度の見直し

○ 外国税額控除制度とは、外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人税額(控除限度額)の範囲内で控除することにより、国際的・二重課税の排除を図る制度。

改正概要

- ① 外国税額控除の対象から除外される高率(50%超)負担外国税額における高率負担水準について、その水準をわが国の法人実効税率とおおむね同水準となるよう引下げ(35%超)。
- ② 国外所得から除外される非課税所得(現行:2/3)について、その全額を除外とする。経過措置として2年間は非課税国外所得の5/6を除外する。
- ③ 国外所得割合の90%制限に対する特例(国外使用人割合が高い場合等の特例)の廃止。

(外国税額控除の式)



Ⅱ. 中小軽減税率の引下げ

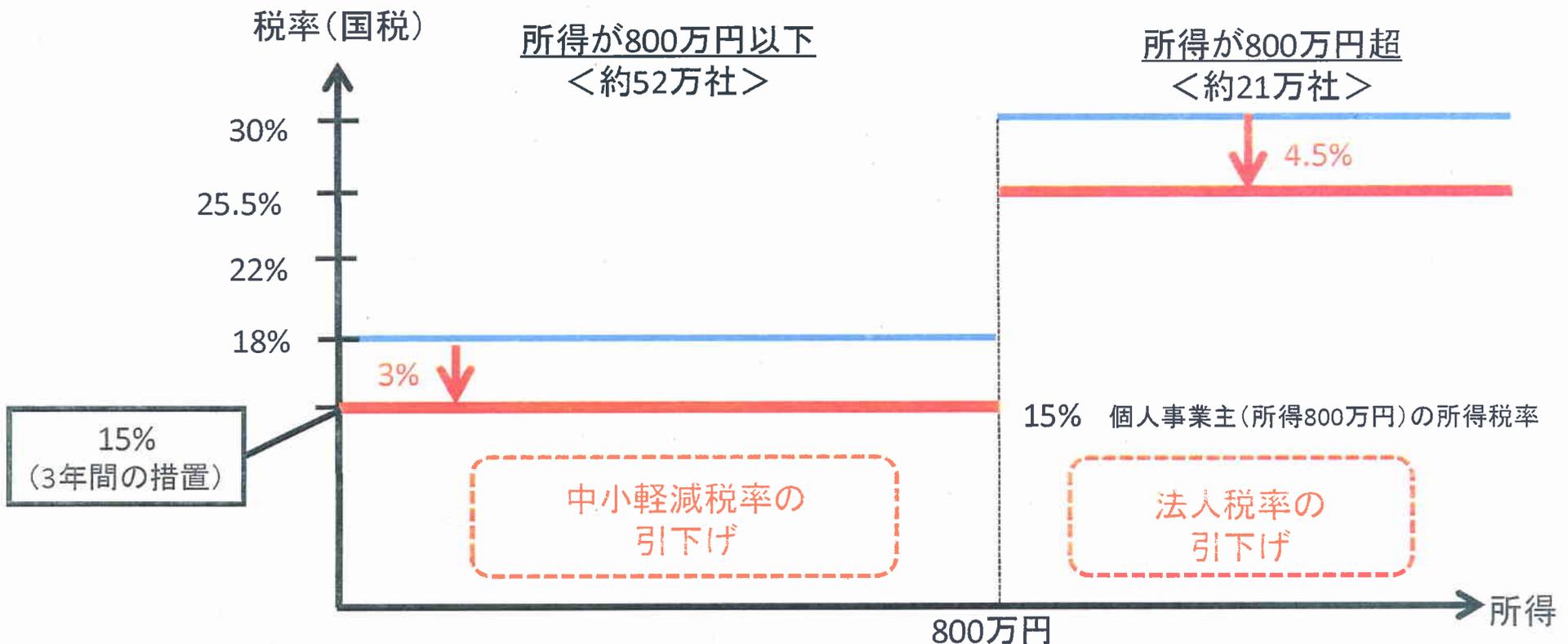
(法人税・法人住民税)

拡充

- 中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率を18%から15%に引下げ。
- また、中小企業の年800万円超の所得部分については、法人実効税率5%引下げ。

改正概要 【適用期間】3年間(平成25年度末まで)

- 中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。



注: 現行の中小企業に対する軽減税率は、本則22%、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の時限措置18%。

(参考) 中小軽減税率引下げの効果

- 約73万社に及ぶ多数の黒字中小法人における設備投資や雇用を促進。
- 特に所得800万円未満の52万社を効果的に支援。

- 財務状況が改善され、金融機関からの資金調達が円滑化。
- 赤字中小法人においても、将来の利益計上を目指して必死に経営に取り組む努力を促進する効果。



(所得800万円の企業の場合)

- 24万円のキャッシュフローが改善。これにより、例えば以下のような対応が可能。
 - ・ 多品種少量・短納期・高品質に対応した生産ラインの強化
 - ・ 利払い資金確保による銀行からの追加融資の確保、融資維持
 - ・ 新規社員採用のための経費、既存従業員の雇用維持

(出典) 国税庁「会社標本調査」より経済産業省が作成。

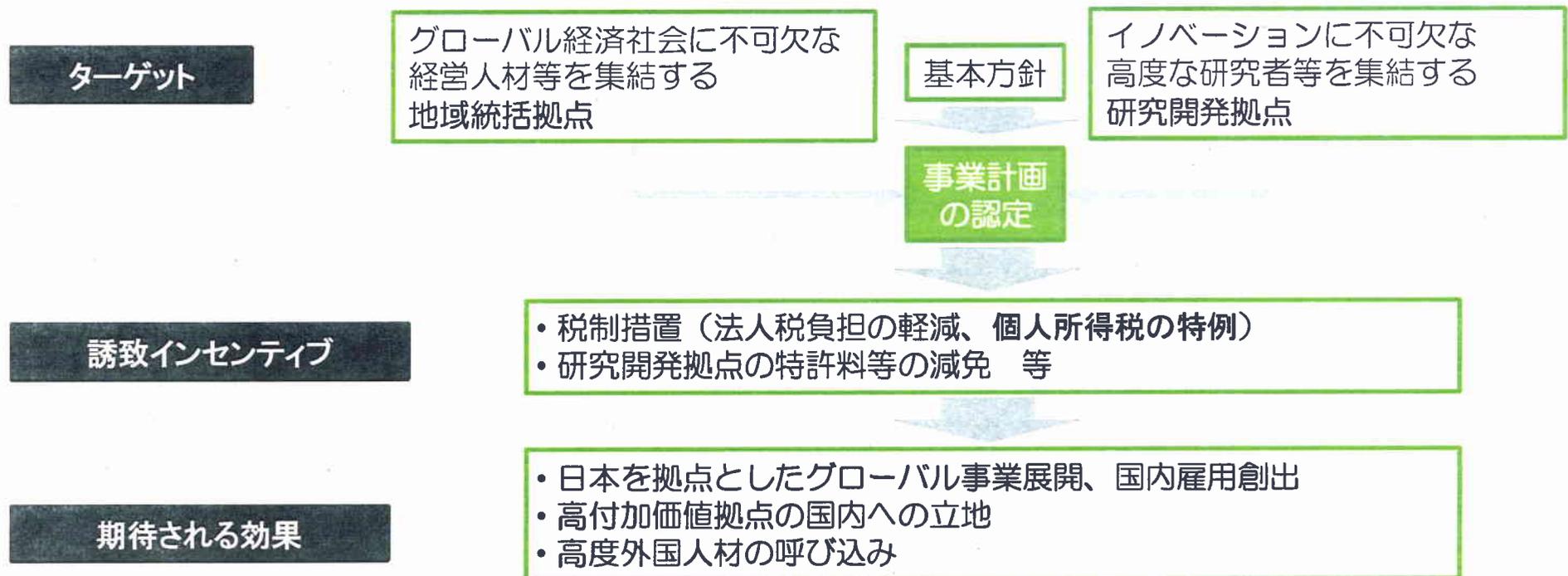
Ⅲ. 経済成長及び雇用確保を実現するための政策税制の充実

1. 「アジア拠点化推進税制」の創設 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

○ グローバル企業の研究開発拠点や地域統括拠点の呼び込みを図るため、企業認定等の枠組みの下、他のアジア諸国に比肩し得る大胆な税制優遇制度を創設する。

改正概要 【認定期間】3年間(平成25年度末まで)

- グローバル企業の研究開発拠点及び地域統括拠点の国内立地を促進するため、アジア拠点化推進制度に基づく企業認定を前提として、思い切った税制優遇措置を講じる。
- (1) グローバル企業の研究開発拠点又は地域統括拠点について、雇用創出や投資拡大に関する要件を満たす場合、認定から5年間、20%の所得控除を認める。 →法人実効税率引下げとあわせ、認定企業の税率は28.5%に
 - (2) 海外の親会社が認定企業の取締役等に付与したストックオプションに対する課税をすべてキャピタルゲイン課税(20%)の対象とする特例を措置。



(参考1)アジア拠点化の推進について

概要

- 我が国の立地競争力の低下を背景に、グローバル企業の研究開発拠点や地域統括拠点の国内立地を推進するため、認定を受けた企業に対し、課税の特例や特許料等の特例等の支援措置を講ずる。

措置事項

1. 対象となる事業活動について

- グローバル企業が我が国において新たに法人を設立して実施する研究開発事業及び国際的統括事業※
※二以上の子会社の事業の方針の決定等に係る業務

2. 計画の認定について

- 我が国において研究開発事業又は国際的統括事業を行おうとするグローバル企業が事業計画を作成・提出。
- 当該事業計画が基本方針等に照らし適当である場合には、主務大臣の認定を受けることができる。

3. 支援措置について

- 認定企業について以下の支援措置を講ずる。
 - ・税制措置(法人税負担の軽減、個人所得税の特例)
 - ・研究開発拠点の特許料等の減免 等

※ 上記の他、運用面で、認定企業に就労予定の外国人の在留資格の審査を迅速化(通常1ヶ月の審査期間が10日程度に)

◆企業認定の主な要件◆

<グローバル企業の呼び込みにあたること>

- グローバル展開する外国法人のグループ法人として、新規に設立された法人であること

<日本になかった高付加価値拠点であること>

- 専ら研究開発又は統括業務を営む企業であること
- 計画期間中に一定以上の雇用を確保すること

<研究開発> 計画期間中 10人以上維持し、期間終了時まで
に 15人以上追加的に雇用

<統括> 計画期間中 10人以上維持し、期間終了時まで
に 8人以上追加的に雇用

<外国人を雇用する場合> 全員が高度人材

- 計画期間中に一定以上の投資を行うこと

<研究開発> 年間の研究開発費が1億円以上

<統括> 資本金1億円以上で、計画期間終了時まで
に国内のグループ法人への追加出資額の合計が5億円以上

(参考2) 我が国の立地競争力の低下

- 日本未進出の企業を中心に調査したところ、我が国は、2年前の調査と比べ、すべての機能でアジアの中核拠点としての競争力を喪失。
- 特に従来は競争力を有していたアジア統括拠点やR&D拠点においても首位から転落し、アジアの中での地位が低下。

＜各拠点機能ごとに、アジア地域で最も魅力を感じる国・地域＞
 (主要6カ国の数値のみ抽出、各拠点機能の1位、2位にマーカーを付している)

2007年度調査

	日本	中国	インド	シンガポール	韓国	香港
アジア地域統括拠点	①23%	18%	8%	16%	4%	②20%
製造拠点	3%	①62%	②12%	2%	5%	5%
R&D拠点	①30%	②25%	16%	9%	4%	6%
バックオフィス	②15%	①24%	②15%	12%	5%	②15%
物流拠点	11%	①41%	8%	9%	7%	②13%
金融拠点	-	-	-	-	-	-
販売拠点	-	-	-	-	-	-

* 各拠点ごとに国・地域を1つ選択
 * 回答企業209社(日本進出済51社含む)から無回答企業を除く百分率
 (欧州78社、北米74社、アジア57社)

2009年度調査

	日本	中国	インド	シンガポール	韓国	香港
アジア地域統括拠点	10%	①42%	10%	②16%	2%	13%
製造拠点	1%	①64%	②14%	2%	2%	2%
R&D拠点	②21%	①33%	20%	8%	4%	2%
バックオフィス	8%	①39%	②19%	15%	2%	9%
物流拠点	3%	①63%	8%	②11%	2%	6%
金融拠点	10%	①30%	9%	21%	4%	②23%
販売拠点	7%	①50%	7%	11%	4%	②13%

* 各拠点ごとに国・地域を1つ選択
 * 回答企業180社(日本進出済30社含む)から無回答(該当国なし含む)企業を除く百分率
 (欧州60社、北米60社、アジア60社)
 出典: 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査(経済産業省: 2009年度、2007年度)

2. グリーン投資減税の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

新設

- 本年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、エネルギー安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指す。
- そのため、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する「グリーン投資減税」を創設する。

強靱で持続可能な 新たなエネルギー社会の構築

- 産業、運輸部門において省エネ効果、CO2削減効果の高い設備の加速的な普及拡大を促す。
- 民生業務部門については、建築物の省エネを強化。
- 再生可能エネルギー設備について加速的普及を図る。

<エネルギー基本計画>

「エネルギー起源CO2は、2030年に1990年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減」

グリーン投資を核とした エネルギー政策と 成長戦略の好循環

環境エネルギー産業・市場の成長

- 今後の低炭素社会構築に向けて、成長・競争を促すべき分野(世界最高水準の技術等)に支援を重点化。環境・エネルギー産業の成長を図る。
- 国内環境エネルギー産業・市場の成長の好循環を形成し、世界をリードする社会へ。

<新成長戦略>

「50兆円超の環境関連新規市場」、
「140万人の環境分野の新規雇用」

グリーン投資減税の創設

【概要】エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の**30%特別償却**又は法人税額(所得税額)の**7%特別控除**(中小企業のみ)

【措置期間】3年間(平成25年度末まで)

※なお、現行のエネルギー需給構造改革推進投資促進税制は廃止。

(参考1)グリーン投資減税の効果①

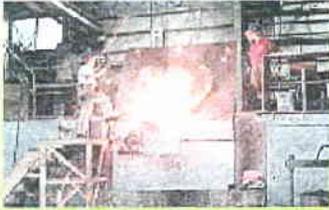
※数値は3年間の合計。

産業部門

※エネルギー転換部門を含む。

エネルギー効率が高く、CO2削減効果の高い設備を重点的に支援。

低炭素型工業炉



高効率複合工作機械



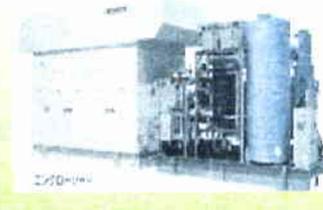
ハイブリッド建機



高効率ヒートポンプ



天然ガスコージェネレーションシステム



コンバインドサイクル発電用ガスタービン



導入台数: 2万台

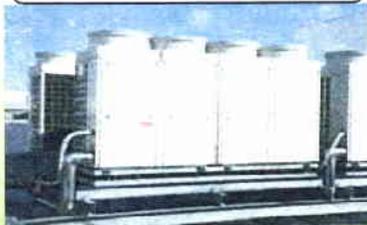
総投資額: 7,700億円

CO2削減効果: 1,150万トン

民生業務部門

エネルギー効率改善の大きい設備を中心に幅広く支援。

高効率空調設備



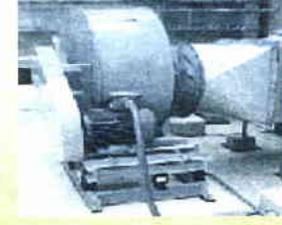
高効率照明



高断熱窓



高効率換気設備



ビルエネルギー管理システム (BEMS)



※これらの4設備を同時に設置し、かつ、省エネ法の基準を25%上回る場合が対象。

導入台数: 75万台

総投資額: 2,260億円

CO2削減効果: 80万トン

(参考2)グリーン投資減税の効果②

※数値は3年間の合計。

運輸部門

今後、加速度的に普及・拡大を目指す分野を重点的に支援。

プラグインハイブリッド自動車



電気自動車



急速充電設備



ハイブリッドバス



ハイブリッドトラック



導入台数:10万台

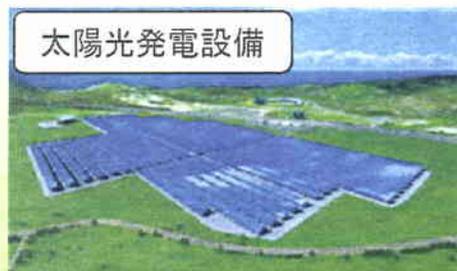
総投資額:4,800億円

CO2削減効果:110万トン

再生可能エネルギー

導入拡大の余地の大きい分野を中心に幅広く支援。

太陽光発電設備



風力発電設備



バイオマスエタノール
製造装置



バイオマス利用
メタンガス製造装置



雪氷熱利用設備



導入台数:4,800台

総投資額:4,000億円

再生可能エネルギー導入量:110万kl

(原油換算)

3. 事業用太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

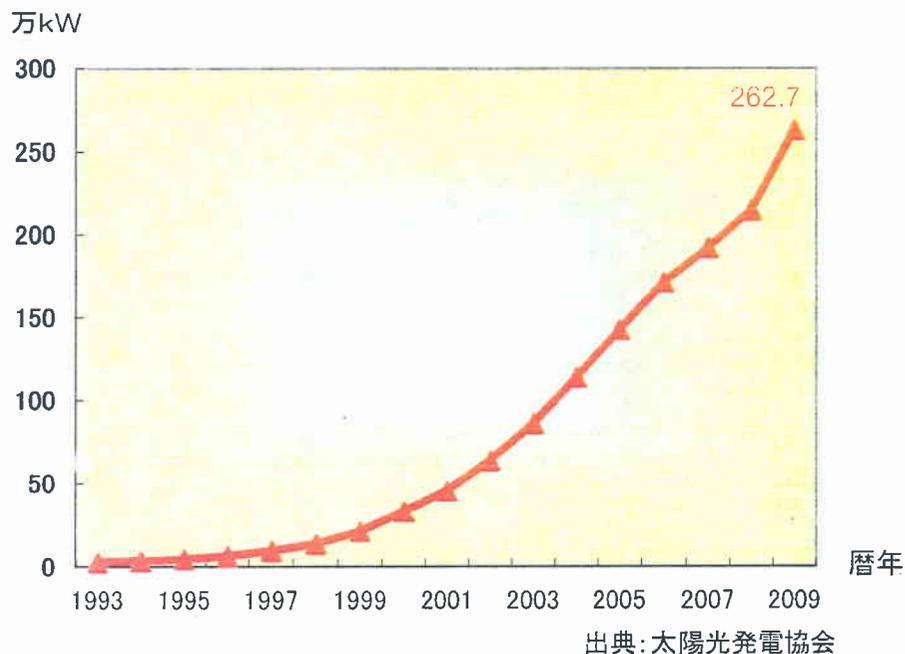
延長

○ 事業用太陽光発電設備の加速度的な普及を図るべく、設備の保有段階における設置者の経済的負担を軽減する。

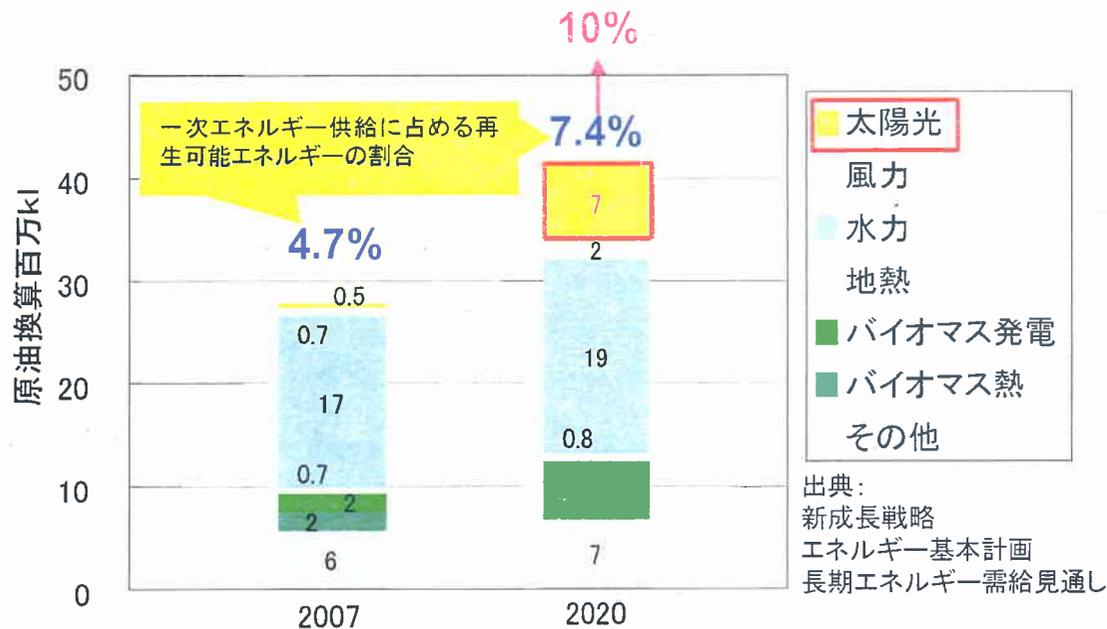
改正概要 【適用期間】1年間(平成23年度末まで)

○ 政府の補助を受けて取得する事業用太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長する。

国内の太陽光発電累積導入量の推移



再生可能エネルギー導入量見通し



4. 雇用促進税制の創設 (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税)

新設

- 「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、雇用を促進する観点から、企業の税負担を軽減する措置を講ずる。

1. 改正概要 【適用期間】3年間(平成25年度末まで)

- 当該年度中に従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加させる等の要件を満たす事業主について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設する。

2. 制度概要

	措置内容
対象者	公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った事業主
要件	当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合。 ※ただし、中小企業者等については2人以上増加した場合。
控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数 × 20万円の税額控除。
控除限度額	当期の法人税額の10%を限度。 ※ただし、中小企業者等については20%を限度。
適用期間	平成23年度4月1日～平成26年3月31日

具体的な手続

企業は、事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに届出。



事業年度終了後2ヶ月以内にハローワークより雇用促進計画について確認を受ける。



ハローワークによって確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付することにより適用可能。

※ 上記のほか、事業主都合による離職者がいないこと、当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも一定割合増加すること、等が要件。

IV. 地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化)

(石油石炭税)

新設

- 「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)では、我が国の温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO₂の2030年30%(90年比)削減を見込んでいる。これに必要な対策を中長期的に強化するため、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、各燃料のCO₂排出量に応じた税率を上乗せ。
- 税収はエネルギー対策特別会計の下で、エネルギー起源CO₂の排出抑制に真に必要な対策の強化に充て、「新成長戦略」(グリーンイノベーション)の実現にも貢献。
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、税率引上げは平成23年10月から、足かけ5年に渡り3段階で実施。
- 影響の大きなエネルギー集約産業や中小企業等には予算措置も含めてきめ細かく配慮。

	原油・石油製品	LNG・LPG	石炭
現行	2040円/kl	1080円/t	700円/t
H23.10.1~	+250円/kl	+260円/t	+220円/t
H25.4.1~	+500円/kl	+520円/t	+440円/t
H27.4.1~	+760円/kl	+780円/t	+670円/t

※税率増分については、現行税率比。

- 追加的な税収規模は約2,400億円(現行約4,800億円)
- 最終的な引き上げ幅は、CO₂ 1トン当たり約290円に相当

〔税収の主な用途〕

- 民生部門対策 住宅用太陽光発電や住宅・建築物の省エネ設備の導入支援 等
- 産業部門対策 事業者向け省エネ設備の導入支援
天然ガスの利用促進 等
- 運輸部門対策 次世代自動車(電気自動車等)の導入支援
バイオ燃料の導入支援 等
- 革新的技術の開発 CCS(二酸化炭素回収・貯留技術)、高効率火力発電、洋上風力発電等の開発・実証
- 海外でのCO₂削減対策 低炭素技術・システムの海外実証
二国間クレジット制度の構築支援 等

〔支援措置等〕

- 現行の原料用途の石油・石炭等の免税・還付措置は、上乗せ税率にも適用。ソーダ産業の自家発電用石炭等には、免税・還付措置を創設。
- エネルギー多消費産業や中小企業等に対しては、歳出面で配慮。

(省エネ設備の導入支援の拡大、省エネ技術開発支援の拡大 等)

V. 検討事項

(1) 車体課税の簡素化、グリーン化、負担軽減の検討 (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

(2) 原料用途免税措置の検討 (石油石炭税・揮発油税・地方揮発油税)

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化については、平成24年度税制改正において引き続き検討する。

(3) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (事業税)

現在収入金額課税を行っている電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。

(4) 中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し (法人税など)

会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成24年度税制改正において検討する。

(5) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し (相続税・贈与税)

同制度の適用の基礎となる経営承継円滑化法に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討する。

VI. その他の項目

1. 新設

(1) 中小企業の集積の再生 (所得税・法人税・印紙税・事業所税・個人住民税・法人住民税・事業税)

総合特別区域法(仮称)の制定に伴い、市区町村向けの高度化事業の用に供する土地等の譲渡所得の特別控除及び事業所税の非課税措置等を創設する。

(2) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 (固定資産税)

排出ガス低減効果を得るためには当該規制に適合した車の早期市場投入及び切替えの加速化が重要であることを踏まえ、オフロード法に基づく平成23年基準適合車を新車規制適用日より先行して購入した者に対する固定資産税の減免措置を創設する。

2. 拡充

(1) 移転価格税制の見直し (法人税・法人住民税・事業税)

OECDガイドラインの改定等に伴い、独立企業間価格の算定のために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正する等の見直しを行う。

(2) 条約相手国との二重課税の排除 (所得税・法人税)

租税条約上、相手国に課税権があるとされる所得で、当該相手国において外国税を課されるものは、国外所得に該当するものとして、外国会社の役員報酬等につき生ずる二重課税について、外国税額控除を可能とする。

(3) 事前照会に対する文書回答制度の見直し

照会から概ね1月以内に、文書回答の可否、処理時期の見通し等の情報提供を口頭で受けられる制度の創設、及び、企業経営上の秘密保持の観点から、回答内容等を非公表にできる期間を最長1年以内に延長(現行180日)。

(4) 金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大 (所得税・個人住民税)

店頭商品デリバティブ取引について、取引所における先物取引との損益通算を可能とするほか、取引所における先物取引と同様に損失の繰越控除も可能とするための措置を講ずる。

(5) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 (揮発油税・地方揮発油税)

バイオエタノール等揮発油に混合されているバイオエタノール分の免税措置の対象に、特定の未納税移出先からの移出を追加する。

(6) 移出又は引取りに係る揮発油税等の特定用途免税措置 (揮発油税・地方揮発油税)

特定用途(ゴムの溶剤用、電気絶縁塗料の製造用、接着剤の製造用)に使用される揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税措置について、その適用期限を撤廃する。

2. 拡充

(7) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し (相続税・贈与税)

制度の運用状況等を踏まえ、風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別子会社の範囲を見直す等の必要の見直しを行う。

(8) タックスヘイブン税制の円滑な執行に向けた措置 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆるタックスヘイブン税制)について、平成22年度に改正された制度の円滑な執行のため、必要の措置を講ずる。

(9) グループ法人税制の円滑な執行に向けた措置 (法人税・法人住民税・事業税)

平成22年度税制改正により整備したグループ法人税制の円滑な執行のための措置を講ずる。

(10) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の導入等に伴う必要の措置 (法人税)

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴い、必要の措置を講ずる。

(11) 小規模企業者等設備導入資金貸付制度における貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税措置 (法人税・法人住民税)

地方分権改革推進計画に伴い、必要の法令改正を前提に、小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する貸与機関が行う設備貸与事業及び設備資金貸付事業を引き続き法人税の収益事業から除外する。

(12) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入 (所得税・法人税)

国庫補助金等で取得した固定資産等に係る圧縮額の損金算入又は取得額の総収入額不算入とする対象に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が平成23年度に新規に行う研究開発補助事業を追加する。

3. 延長

(1) 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃 (法人税・法人住民税)

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置について、適用期限を3年間延長する。

(2) 引取りに係る特定石炭の免税措置 (石油石炭税)

我が国の基盤的産業における国際的な競争条件の同一化と国際競争力を確保し、中長期的に国内投資を維持すべく、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用される石炭について、石油石炭税の免税措置の適用期限を2年間延長する。

(3) 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置 (石油石炭税)

国産アスファルト等と輸入アスファルト等との競争条件の同一化を図るため、国産石油アスファルト等の原料となる原油等に課税される石油石炭税を還付する措置の適用期限を2年間延長する。

(4) 農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税及び還付措置 (石油石炭税)

農林漁業の主要生産資材であるA重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び我が国農林漁業者の経営安定化を図るとともに、輸入品と国産品の競争条件の同一化を確保するため、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税及び還付措置について、適用期限を1年間延長する。

(5) 中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置 (不動産取得税)

収益性のある事業を有しながらも過剰な債務を負っている中小企業の事業再生を支援するため、譲渡される不動産に係る不動産取得税を軽減する措置の適用期限を1年間延長する。

(6) 電気供給業に対する課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置 (事業税)

電気供給業にかかる法人事業税については、その課税標準である収入金額の算定にあたって、特定規模需要に電気を供給するために必要な託送料金相当額を控除する特例措置の適用期限を3年間延長する。

4. 縮減

(1) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の改正に伴う登録免許税の所要の措置 (登録免許税)

認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記から合併等を伴わない事業再構築計画に係る資本金の額の増加の登記を除外する。

(2) 技術研究組合の所得計算の特例 (法人税)

技術研究組合の所得計算の特例について、対象資産から土地並びに建物及びその附属設備を除外した上で、適用期限を2年間延長する。

(3) 企業立地促進法に基づく集積産業用資産の特別償却 (所得税・法人税)

対象資産の取得価額の合計額のうち、本制度の対象となる金額は50億円(食料品、飲料、木材等の業種に属する事業の用に供する資産については、30億円)を限度とした上で、適用期限を2年間延長する。

(4) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (登録免許税)

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5(現行:1,000分の1)に引き上げた上で、適用期限を2年間延長する。

(5) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税・法人住民税・事業税)

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例(繰入限度額の16%割増措置)について、割増率を12%(現行16%)に引き下げた上で、適用期限を3年間延長する。

4. 縮減

(6) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（所得税）

税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額とした上で、適用期限を2年間延長する。

(7) 低公害車の燃料供給設備に係る特例措置（固定資産税）

対象から充電設備を除外した上で、燃料供給設備（天然ガス充てん設備及び水素充てん設備）を取得してから3年間、固定資産税の課税標準を3分の2に軽減する措置の適用期限を2年間延長する。

(8) 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置（固定資産税・都市計画税）

新潟県中越沖地震の被災者支援と被災者の復興を支援する措置について、復旧が順調に進んでいることを踏まえ、対象資産から償却資産を除外した上で、代替家屋の従前の床面積に相当する部分の固定資産税及び都市計画税の2分の1を減額する措置の適用期限を2年間延長する。

5. 廃止

(1) 事業革新設備等の特別償却制度 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

事業革新設備等の特別償却制度について、所要の経過措置を講じた上で、廃止する。

(2) 特別修繕準備金 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

特別修繕準備金制度(鉄、ガラス、ガス、石油)について、対象となる特別の修繕の範囲から除外する。
準備金として積み立てられた金額は、原則として4年間(中小企業者は10年間)の均等取崩しによる経過措置を講ずる。

(3) 特定災害防止準備金(採石災害・露天石炭採掘災害) (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金制度について、所要の経過措置を講じた上で、適用期限の到来をもって廃止する。

(4) 中小企業等基盤強化税制(経営革新計画・卸・小売・サービス業・情報基盤・地域産業資源活用事業計画・農商工等連携事業計画・教育訓練費) (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業等基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止する。なお、本制度の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウェアの範囲について所要の見直しを行う。

(5) 商工組合等の留保所得の特別控除 (法人税・法人住民税・事業税)

商工組合等の留保所得の特別控除制度について、適用期限の到来をもって廃止する。

5. 廃止

(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(中小企業高度化事業) (所得税・法人税)

中小企業高度化事業により整備される区域に係る措置について、適用対象から除外する。

(7) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(大気汚染防止法等関連) (所得税・法人税)

大気汚染区域、騒音規制区域、水質汚濁規制水域の特定施設等に係る措置について、適用対象から除外する。

(8) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(農工法) (所得税・法人税)

農村地域工業等導入促進法において定められた工業等導入地区に係る措置について、適用対象から除外する。

(9) 事業所内託児施設等の割増償却 (法人税)

事業所内託児施設等の割増償却制度について、適用期限の到来をもって廃止する。

(10) 植林費の損金算入の特例 (法人税・法人住民税・事業税)

植林費の損金算入の特例について、適用期限の到来をもって廃止する。

(11) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法等に基づく不動産取得税の軽減措置 (不動産取得税)

産活法に基づく事業構築事業計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の軽減措置について、所要の経過措置を講じた上で、廃止する。

5. 廃止

(12)新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置（固定資産税・都市計画税）

新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。

(13)能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置（固定資産税・都市計画税）

能登半島地震災害による被災代替家屋及び被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(14)事業協同組合が一定の資金の貸付けを受けて、他の事業者との連携等のための施設を取得した場合の課税標準の特例等（不動産取得税）

事業協同組合等が、都道府県等から一定の貸付けを受けて取得した中小企業集積の活性化に寄与する施設等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置を廃止する。

(15)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務用資産に係る特例措置（固定資産税）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

6. 適正化

(1) 免税事業者の要件の見直し (消費税・地方消費税)

その事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高が1千万を超える法人等については事業者免税点制度を適用しない。

また、上記の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができるようにする。

(2) 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し (消費税・地方消費税)

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入等の全額を仕入税額控除ができる制度については、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用することとする。

(3) 棚卸資産の評価法に係る見直し (法人税)

切放し低価法を廃止する。平成23年4月1日以後に開始する各事業年度においては、同日以後最初に開始する事業年度の前事業年度末の評価額をもって取得価格とする経過措置を講ずる。

(4) 外国税額控除制度の見直し(再掲) (法人税)

外国税額控除の対象から除外される高率(50%超)負担外国税額における高率負担水準について、その水準をわが国の法人実効税率とおおむね同水準となるよう引下げ(35%超)等の見直しを行う。